

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般粉じん発生施設の基準適合命令、施設使用の一時停止命令
概要	一般粉じん発生施設を設置している者が大気汚染防止法第18条の3に規定する構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、基準に従うことを命じ、又は施設使用の一時停止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の4
処分基準	一般粉じん発生施設を設置している者が大気汚染防止法第18条の3に規定する基準を遵守していないと認めるとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	